

椎尾弁匡の「帰依三宝」理解に関する一考察

近 藤 辰 巳

『椎尾弁匡の仏教理解』と題して、1951（昭和26）年に著述された『授戒』を扱う旨を、昨年の『共生文化』に報告し、現在内容の詳細な分析を進めている。その中の「帰依三宝」に関する箇所では、椎尾の和語仏教の代表例ともいえる「まことの仏教とは、真実の三宝を敬い、明るく、正しく、なごやかに生きることである」¹⁾との記述がある。本稿では、椎尾が和語仏教を提唱する根拠を探る中で、聖徳太子（本稿においては、この尊称を統一して用いる）の十七条憲法の「篤敬三宝」に関する椎尾の理解を紐解いていくことを主な目的とする。

まず初めに、椎尾の著作の中で、「帰依三宝」について詳説していると思われる『正傳法第一輯』の記述²⁾に注目し、以下に当該箇所を引用する。尚、これ以降本稿において椎尾の著述などを引用する場合には、基本的に漢字は新字体に、仮名遣いは現代仮名遣いに改め、一段下げて記載する。

三帰戒は、日本では日本でやる三帰戒であって、帰依仏、帰依法、帰依僧では中途半端であります。と言って、ナムブツダン、ナムダンマン、ナムサンガンというようなパーリ語やサンスクリットを使うのは、今日では世界の通規にしてありますけれども、やる人にあまりピンときません。しっかり来ません。やはり聖徳太子の言われますように、「仏教に関しては国語を用いよ。」³⁾という国言葉で言うことは必要であり、釈尊に言わしめれば「如来一言演説法、衆生隋類各得解」⁴⁾、であります。お釈迦様はその時の言葉で言うているが、聞いた人は自分自身の地方語で、自分の言葉で、それを受け取っておくと、こういうことであります。したがって南無阿弥陀仏は言いますけれども、南無仏、南無法、南無僧でも、帰依仏、帰依法、帰依僧でも、まだ外国の言葉ですから、これは聖徳太子が示されるように、すなわち、続日本紀の祝詞として現れて来ますように⁵⁾、「どうぞ明るく、どうぞ正しく、どうぞ仲よく。」やはりこれが漢

字で書いてありますから、婦命す明、浄、雍と書いてあるのと、明、正、和と書いてあるのと、すなわち、明治と大正と昭和の年号に順次使っております明治の明と、大正の正と、昭和の和と、こういうふうに書いてあるのとあります。そう書いてあるからやはり漢字でやるというのが、漢字でやるならただ婦依仏、婦依法、婦依僧でいいです。しかし祝詞は純粹の大和言葉を使ったわけですから、それは今のようにどうぞ明るく、正しく、仲よくと、どうぞ明るく、清く、柔らかくというような言葉を使ってありますから、そういうふうにしてやるのがよろしいです。

さらに、1933年の『授戒講話』では、

婦依三宝 明るく正しく和よくゆくことが仏法僧の三宝を念ずることで、これを明治大正昭和と念じてもよいのであります。(中略) 明るく正しく和よく集まりゆくところ、一家は睦まじく、町村に明るき道は開かれ、その家にその村に極楽が現れるのであります。(中略) ゆえに仏教を日本にとり入れられました聖徳太子様は、どうしてもこの三宝でなければならぬとて、その十七条憲法の第二条に、「篤く三宝を敬せよ、三宝は則四生の終歸、万国の極宗なり、何の世何の人かこの法を貴ばざる。人尤悪鮮し、能く救うればこれに従う。それ三宝に帰せざれば何をもつか枉れるを直うせんや。」と仰せられてあります。経済産業思想の行詰りを直く伸ばすには仏法僧の三宝に帰依するよりほかにゆくべき道がないとせられたのであります。⁶⁾

上記二つの引用より、仏教を説くときには「国語」を使うべきであるとの根拠を、聖徳太子の「婦依三宝」に関連して、維摩經のいわゆる「一音説法」と、そして続日本紀の祝詞(宣命)が日本語でかかれていることに基づいて説明している。つまり、「婦依三宝」のよりどころを聖徳太子に求め、その表現を日本の国語を用いるべきである根拠を「一音説法」と「宣命体」に求めていることが伺えるのである。

椎尾の仏教学は上述のようにしばしば聖徳太子の思想にその根拠を求めている

る。これ以降は、椎尾が聖徳太子の十七条憲法、特に「帰依三宝」について論述した『共生』内に掲載された文献を題材に、椎尾の聖徳太子理解および、「帰依三宝」に関する考え方的一端に触れつつ論を進めてゆく。尚、『共生』からの引用に関しては、発刊の古い順に行うことにより、椎尾の思想変遷も追うことも合わせて試みたい。

まず、1924年の第1巻第8号では、

太子が十七条憲法の第二條に「篤敬三宝」と宣せられたのも、勝鬘經や維摩經を講せられたのも、皆我が国民生活をして一大僧宝たらしめんとせられたのであります。⁷⁾

憲法の第一條には和合が述べさせられました。其の和合の根底は三宝恭敬であります。⁸⁾

帰依仏は是れ君主に対する国民の至誠であります。帰依法は是れ国憲に随順するのであります。帰依僧は是れ国民生活を充実して行くのであります。戸主を尊び、家憲を重んじ、家庭生活を円満ならしむるも帰依仏帰依法帰依僧であります。⁹⁾

この記述では、第一條と第二條の関係性について、「和合の根底は三宝恭敬」であるとしているが、帰依三宝を国体に係るものとして扱っており、「明るく正しく伸よく」との和語による表現は見受けられない。

次に、1928年の第6巻第7号では、

僧とは僧伽（SANGHA）であり和合国体である。即ち最も完全せられたる、全宇宙に亘り古今を貫く社会を十方常住僧と云うのである。¹⁰⁾

全体に眼を着けるには先ず一つづつが明らかにならねばならぬ。それは仏宝に帰依することである。（中略）人間としての尊厳さは誰にも現し得る。人生の尊さは皆仏となることである。乏しきも弱きも愚なるも尽く仏となる。智慧の塊りとなることは出来ずとも仏になれる。それは明るく生きて行くことであ

る。(中略) 其れが手近い形で現はれるならば念仏することになる。(中略) 私達が仏の光明の中に常に進まんとするのが大道を体解せんと云うことで、かかる明るい生活を求める生活が南無阿弥陀仏の生活である。¹¹⁾

今日はいつもに無い新しき一日であるとして其の仕草に真実の努力をこめることが、一心に法に帰依し奉ることである。この今のことから何事にもモット明るく正しく進んで行きたい。本当に真剣にやって行きたいと云うのが念仏の精神である。これ無くしては明るい道に進むことが出来ない。(中略)

このことを浄土教の心で云うと、念仏は至誠の相であり念法は廻向発願の相である¹²⁾。信の発展と其の進み、或は段々と老境に衰え行くとも如来に進み行く力、それが廻向発願の力である。その法を念ずること、即ち宇宙の真理のままに行きたい、本当に国運の進みが完うされて改善し正しく行きたい、明るく照らされて進み行きたいと云う研究改良の力と向上進歩する力の源が念法である。

正しい国体への進みは念仏念法によらねばならない。この精神があれば皆生きて行かれる。これは聖徳太子の「三宝によらざれば何を以てか枉れるを直うせん」と仰せられた御意であって、何うしても国民生活を完うするには三宝に帰依することでなければならない。(中略) 夫婦主従皆手を取り合い、明るく(仏)進み(法)分け距て無く(僧)やって行くこと、換言すれば念仏念法は「生きる」ことであり、念僧は「共に」と云う精神が出る。(中略) かく考えますと何うしても三宝に帰依せねばならない。暗く見てはならない。明るく見るのである。又手を取り合っても進まねばならない。進まなければ落ちぶれる。明るく進むことを共にやる所に本当の道が出て来る。そこで共生することでなければならないことがハッキリ解る。¹³⁾

聖徳太子は令し給はく篤く三宝を敬えと。三宝とは仏法僧である。仏を敬うは明るくいきること。法を敬うは正しくいきること。僧を敬うは和合して生きることで、これによらずば枉れるを直すことは出来ぬと仰せられた。然るに今の世人屢社会の崩壊と争闘とを目的として民心を煽動するものがある。誠に危いことである。明るく正しく仲よく生きることが本当で、くらく曲がり争うようにするのは邪道である。¹⁴⁾

上記引用文の前半部分では、帰依仏を「明るく」ととらえているが、帰依法については「進む」、帰依僧については「共に」、あるいは、「距て無く」ととらえ、帰依三宝をして「共に生きること」としている。しかしながら、記述の後半部分では、はっきりと「明るく正しく仲よく生きることが本場で、くらく曲がり争うようにするのは邪道である」と述べている。今回調べた限りでは、この箇所が、椎尾が「帰依三宝」を「明るく正しく仲よく」と和語を以て説明した初出である。¹⁵⁾そして、以降の記述では、「帰依三宝」を「明るく正しく仲よく」と常に解説するようになってゆき、1932年の第10巻第2号では、

三とは明と正と和とで、明るく正しく仲よくすることである。萌え出づる小草にも飛び往く隼にも、明るみへ真直ぐに延び行かんとする姿を見る、まして、人間が求むべきは明るく働き正しく衛り仲よく進む事にある。故にこの三を宝とする。¹⁶⁾

正に帰依三宝を「明るく・正しく・仲よく」とすることを宣言した記述であるといえる。また、1935年の第13巻第7号では、

而して聖徳太子の御事績は実に多方面に亘るもので到底一小編にて語りつくされるものではないが、少なくともそれは思想原理を仏法僧の三宝に発見せられたことである。宝とは貴重なる原理主義である。三宝を仏像経巻僧侶と思う人もあろうが、それは像類三宝と云う形式的模倣である、真の三宝は公明、正大、和合の三大条項を云うもので、この三条帰一の道に依らねば堅実なる社会は建設されぬと主張せられた所に正しき人間生活の指導が見される。¹⁷⁾

ここでは、像類三宝と真実三宝の違いを説明し、真実三宝は正に「公明、正大、和合」すなわち、「明るく正しく仲よく」であり、それこそが、聖徳太子が「篤敬三宝」を説いた真意であると読み取っている。

更に、1937年の第15巻では、第2号、第5号、第6号の3号にわたり、「聖徳

太子十七條憲法講義」と題する講義録が掲載されている。以下には、椎尾の聖徳太子への尊崇に関わると思われる個所、及び、「帰依三宝」に関わる記述を中心に引用し、椎尾の思想の更なる分析を試みる。

この和を以て貴しと為すとその第一條に掲げ給しは誠に当然であり、太子を以て真の指導者と仰ぎまつる所以であります。¹⁸⁾

和合の精神を仏教より見れば、仏教の帰着は僧、即ち和合であるとする、仏教は仏法で色々と信仰修養を説くけれども結局は和合より外に道はないのであります。故に和を貴び三宝を敬うは仏教の極致であります。¹⁹⁾

聖徳太子を師と仰ぐ理由が憲法第一條の内容にあるとし、さらに、第一條と第二條のかかわりについても、仏教の極致を「和合」であると看破している。²⁰⁾

さらに、

では十七條憲法の中に、仏教の如何なるものを入れられたか。「篤く三宝を敬え」と、これを普通、木造を拝め、経を読み、僧を供養せよということときめてしまうから、こんなことが国難非常時に何故大切なのかと考えられますが、此处ではソナナ風に見える所がありません。私はこの第二條と第三條とは互に離すことの出来ない、宗教教養であると見るものであります。第二條はその宗教の主義特色を示すもので、第三條はその事実を与えるものであります。第二條は普遍的原理を与えて第三條にはその実行方法を与えます。第二條だけで扱うから誤謬が出てくるのです。この点の詳しいことは第三條の処で述べるつもりであります。「詔を承けては必ず謹め」とは仏教の阿弥陀経の具体的説明を教え、仏教を真に実現する道を示されたものであります。²¹⁾

仏教には真実三宝と像類三宝とがあります。(中略)日本仏教特に太子の仏教には大乘の真実三宝を扱わねばなりません。それは理論的に言えば、宇宙精神がいかに関係するかということでもあります。即ち、全社会全宇宙の原理を三宝と現わすのであります。真如、実相、解脱と考えらるるもの、宇宙に一つの真の動きあって光明に向い進むものなりという考、之が三宝となるのであります

す。²²⁾

前にも申します通り、仏法僧は明るく、正しく、なかよくであります、事実の上にあたってみなすと仲々そうでない相が多く見られます。(中略)正しく明るく求めてゆかなければなりません。その結果は自他和合出あり、仇も味方も同行同人となるのであります。(中略)明るく正しきは和に向うもので、三即一になる処に真理があります。これが同体三宝の極致であり、真理なりといたします。真理とは何であるかと申せば、明るくなり、正しくなり、それが和合してゆくことがあります。これが本当の真理です。ただ和合といっても、そこに明るさと正しさがなければ何もなりません。この明るく正しく和合するのが仏法僧であります。²³⁾

以上のように「像類三宝」ではなく「真実三宝」を扱うべきであることを指摘し、その内容として、「同体三宝」つまり、明るくなり、正しくなり、それが和合してゆくことを真理であり、それこそが帰依三宝であると捉え、明るさと正しさのない和合は無意味であるとしている。

今回検討した椎尾の「帰依三宝」、あるいは「聖徳太子尊崇」に関して以下のよ

- ① 和語仏教を解くべき根拠を、維摩経の「一音説法」の解釈内容²⁴⁾と、続日本紀の祝詞(宣命)が日本語で書かれていることに求めている。
- ② 帰依三宝を和語によって、「明るく、正しく、仲よく」とする初出は、『共生』第1巻第8号(1924年)に収録されている『三寶の體現生活』である。
- ③ 聖徳太子を真の指導者と仰ぐ理由を十七条憲法第一條に仏教の極致である「和合」が説かれていることとしている。
- ④ 帰依の対象は、「木造と拝め、経を読み、僧を供養せよ」という像類三宝ではなく、真実三宝でなければならない。つまり、「明るくなり、正しくなり、それが和合してゆくことが真理である。尚、和合していても、そこに明るさと正しさがなければならない」と説いている。

最後に、今回の一連の考察対象である『授戒』の理解に大きく関わると思われる記述を『聖徳太子十七條憲法講義(三)』より引用して、今後の研究への足掛か

りとしたい。²⁵⁾

かように太子の教育方針は「一乗成仏」を基と致しますが、ついで維摩経を標準として大乘菩薩の道を教えられました。即ち社会的研究を実行すること、社会人としての教育を青年教育に用いること、かように少年教育と青年教育とを考えられましたが、そのとき法華経は社会教育として用いられました。即ち勝鬘経は女子の敬虔なる教育を主として男女の有難く働く教育をはかりました。而して十五歳以上の青年は農業を中心として天地の力を守り育てることを以て教育の中心とされました。ただ殺さず盗まらずというのでなく、仕事を通して殺さず盗まらずにゆくということで維摩の教育を用いられたのであります。

かように実際問題としての教育を考えますと太子は家庭教育を必要として乳幼児の教育に法華経を用いられたものと思います。このことは、法華経の疏に「一大乗教」といわれてあります。大乘は法華経を以て終るといいます。それは釈尊が一番終わりに説かれたというもので、法華は完成人を説くもののように思われるのであります。太子は法華経を以て一番基礎的家庭教育とされました。それは如何なる処からそう見られたのか、それは「一称南無仏皆為成仏道」として乳呑児が一度南無仏を称えることが教育の根本であると考えられたからであります。若し、ひとりでに乳児が一度南無仏と申せば、家庭教育が出来たものと認められたのであります。

そこで「能く教うれば之に従う」ということはこの法華に基づく家庭教育であり、太子の指南を基として、家に仏壇を設けしめ、大化改新より飛鳥朝を通して仏壇教育が出来上がったのであります。少年教育は結局有難い気持ちで身心が発育し、よろこび働くことが出来るようにするのでありますが、これは戒を尊ぶころによって完うされます。即ち仏教伝来より三帰戒を伝えてきましたが、太子よりは之を三聚戒としてその形を整え、奈良朝の鑑真和上の授戒より東大寺等の授戒となり、之を承けて叡山伝教の円頓戒となり、之を更に実際方法として扱うものに、鎌倉時代の法然上人の念仏戒、道元の一心戒があるように、念仏戒坐禅戒として伝えられ、日本仏教はある意味で授戒仏教と云われるのであります。太子は之を少年教育に用い、一日中ありがたく働き育てるよ

うにされました。今日の小学校教育が授戒教育とならなければならないということは今後注意すべきことであります。明治時代以前にも授戒教育はありましたが、それは老後死後に備えるもので詰まらぬことでありました。血脈はただ死後の為のものではありません。かくして授戒仏教はよく其の意が通じませんでした。印度、支那、日本の三国仏教のうち授戒仏教は日本が一番盛んであります。印度は寧ろ律の仏教であります。私は浄土教の授戒は三帰戒、三聚戒、念仏戒として致しますが、これが小学教育の中に出来ればよいのであります。²⁶⁾

【注記】

- 1) [授戒：34] (34 ページを表す)。
- 2) [正傳法第一輯：268]
- 3) 典拠は不明
- 4) 『維摩詰所説経』(T14, 538a2A)
尚、維摩経の引用箇所は、「釈尊は一音のみで法を説いたが、聞き手がそれぞれの分に
応じて理解するため、多くの異なった解釈を生ずるということ。」(新纂浄土宗大辞典参
照) という意味に解される場合が多いと思われるが、椎尾は、「聞いた人は自分自身の
地方語で、自分の言葉で、それを受け取っておけ」という意味に解している。
- 5) おそらく「宣命」のことと思われる。宣命とは、「天皇の命令を伝える文書の様式の一
つ。漢文体を用いる詔・勅に対し、宣命書きで記されたもの。」(大辞泉参照) とあり、
更に宣命書きとは、「宣命・祝詞(のりと)などに用いた、漢字による国語の文章表記の
形式の一つ。体言や用言の語幹などは大きく、助詞・助動詞・用言の活用語尾などは1
字1音の万葉仮名で小さく記した。」(大辞泉参照) とある。つまり、椎尾は「三帰戒に
ついては、続日本紀の宣命のように、漢語ではなく日本の国語で表すべきだ」と、主張
していると考えられる。尚、宣命体資料で最古のものは文武元年の文武天皇即位宣命
(続日本紀宣命第一詔)とされる。
- 6) [授戒講和：165]。
- 7) [共生講壇 歸敬三寶：52-2] (52 ページ 2 行目を表す)。

- 8) [共生講壇 歸敬三寶：52-15]。
- 9) [共生講壇 歸敬三寶：63-11]。
- 10) [三寶の體現生活：8-3]。
- 11) [三寶の體現生活：10-8]。
- 12) 「念仏を至誠の相であり念法は廻向發願の相である」以下の記述に関しては、詳細な検討が必要と考えるが、本稿の当初の目的とは異なるので、別稿に譲る。
- 13) [三寶の體現生活：13-12]。
- 14) [三寶の體現生活：19-5]。
- 15) あくまでも、浅学者による一時的な結論であるので、誤りを正すご教授を賜れば幸いです。
- 16) [篤敬三寶：1-1]。
- 17) [日本精神と浄土教：4-10]。
- 18) [聖徳太子十七條憲法講義（一）：2-下段2]。
- 19) [聖徳太子十七條憲法講義（一）：3-上段5]。
- 20) [共生講壇 歸敬三寶：52-15] 参照。
- 21) [聖徳太子十七條憲法講義（二）：9-10]。尚、引用文中の阿弥陀経などに関する言及についての検討は別稿に譲る。
- 22) [聖徳太子十七條憲法講義（二）：10-1]。
- 23) [聖徳太子十七條憲法講義（三）：2-4]。
- 24) 本稿注記4参照。
- 25) 引用中、今後の研究に特に関連が深いと思われる箇所の下線を付した。
- 26) [聖徳太子十七條憲法講義（三）：8-4]。

【参考資料】

- 椎尾弁匡 『授戒』 財團法人共生會 1951年
『正傳法第一輯』 大本山増上寺 1963年
『授戒講和』 弘道閣 1933年（椎尾弁匡選集第六巻掲載）
『共生講壇 歸敬三寶』 共生第1巻第8号 1924年2月
『三寶の體現生活』 共生第6巻第7号 1928年7月
『篤敬三寶』 共生第10巻第2号 1932年2月

『日本精神と浄土教』 共生第 13 卷第 7 号 1935 年 2 月

『聖徳太子十七條憲法講義 (一)』 共生第 15 卷第 2 号 1937 年 2 月

『聖徳太子十七條憲法講義 (二)』 共生第 15 卷第 5 号 1937 年 5 月

『聖徳太子十七條憲法講義 (三)』 共生第 15 卷第 6 号 1937 年 6 月

【参考文献】

倉野憲司 編 『続日本紀宣命』 岩波書店 1936 年

浄土宗大辞典編纂委員会 編 『新纂浄土宗大辞典』 浄土宗出版 2019 年

松村 明、小学館 国語辞典編集部 『大辞泉第二版』 小学館 2012 年

キーワード：椎尾弁匡、帰依三宝、聖徳太子、十七条憲法、授戒、共生、
和語仏教

(こんどう たつみ 東海学園高等学校校長)